

「課題と論点の整理」に基づく工程表

2025年9月

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する
関係府省庁連絡会議

- ①リスクの多様化への対応について（青少年インターネット環境整備法）・・・P1～2
- ②リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）・・・P3～5
- ③コンテンツ・リスクへの対応について
（アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの）・・・P6～7
- ④コンダクト／コンタクト・リスクへの対応について
（闇バイト、いじめ、セクスティング等）・・・P8～9
- ⑤消費者関連リスクへの対応について
（インターネット関連の消費者トラブル等）・・・P10
- ⑥横断的リスクへの対応について（生成A I 等）・・・P11～12
- ⑦横断的リスクへの対応について
（低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム）・・・P13
- ⑧広報・啓発について・・・P14

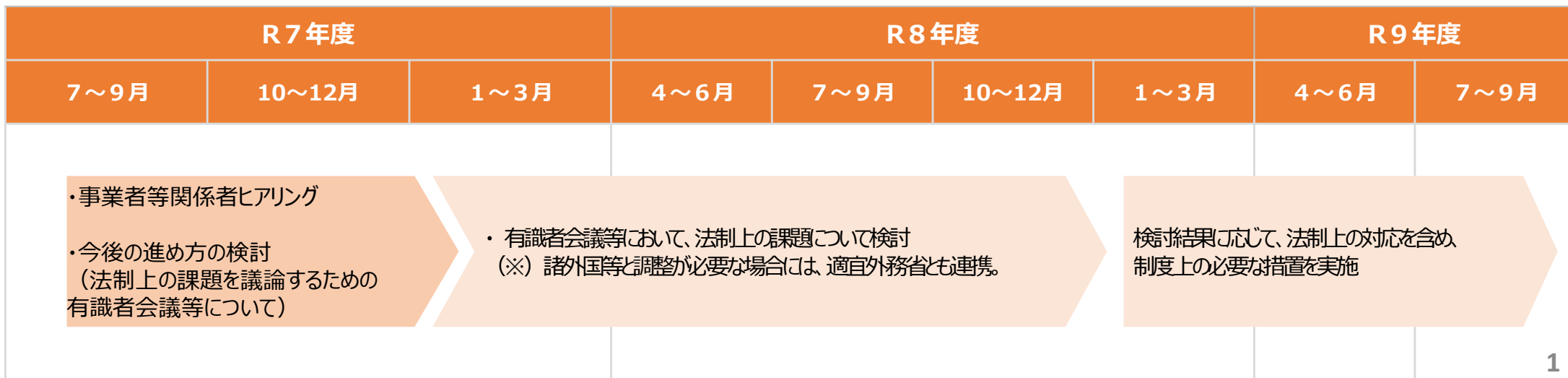
※情勢の変化に応じて速やかに対応を執るなど、工程表の記載に捉われることなく柔軟に対応する。

①リスクの多様化への対応について（青少年インターネット環境整備法）

<論点>

- 1 法の目的（第1条）や理念（第3条）について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約（児童の権利に関する条約）、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか。
- 2 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法的整備を行うことについてどのように考えるか。
- 3 リスクの多様化に対して、法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進（第3章）、②フィルタリングの推進（第4章）の二軸による対応で十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を法の射程と捉えるべきか。
- 4 法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させること、同項各号の例示を定義とすること等についてどう考えるか。 ※ ③コンテンツ・リスクへの対応について（アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの）の項目の観点もあり
- 5 現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。
- 6 法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。 ※ ②リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）の項目の観点もあり
- 7 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。
- 8 法における規律の実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

（◎ こども家庭庁、総務省、経済産業省）



①リスクの多様化への対応について（青少年インターネット環境整備法）

<論点>
9 携帯電話事業者に対して、法第13条に規定される購入時の青少年確認義務について、現行では88%であるところ、厳格な履行を求めることについてどう考えるか。

（◎総務省、こども家庭庁、経済産業省）

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・総務省に設置する会議体において検討			・検討内容に応じて具体的対応を関係省庁と議論 ・翌年度以降に実施する実地調査等に必要なに応じて反映					
【実地調査（覆面調査）】 ・実地調査を踏まえた要請			・実地調査					

②リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）

<論点>

1 法第 18 条～第 20 条のフィルタリング容易化措置等について、特に昨今の青少年のインターネット利用環境の変化も踏まえて、インターネットと接続する機能を有する様々な機器（例えばゲーム機等を含む。）に関して、青少年の保護のための仕組みなど実態を把握すべき内容についてどう考えるか。

（◎経済産業省、こども家庭庁、総務省）

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・インターネット接続機器製造者（18条、ゲーム機等を含む）の取組状況をヒアリング ➢ フィルタリング容易化措置等の実施状況 ➢ フィルタリング機能の詳細と有効性 ➢ 業界内での自主的な取組 等 ・OS開発事業者（19条）の取組状況を同様にヒアリング ・フィルタリングソフトウェアの開発事業者（20条）の取組状況を同様にヒアリング			・ ヒアリング結果を踏まえて、実態を把握すべき内容の詳細を検討 ・ 翌年度以降に実施する実態調査に必要な応じて反映					

②リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）

<論点>

2 青少年の年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスについての知見を集めて事業者や保護者に提供する等の取組についてどう考えるか。その主体についてはどう考えるか。

（◎こども家庭庁、総務省、経済産業省）

R7年度			R8年度				R9年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業 （官民学コンソーシアムの設置に関する調査研究） ・コンテンツレーティングの在り方にかかる課題の整理等			コンテンツレーティングの在り方について検討、議論の継続					
令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業 （民間事業者の取組等に関する調査研究） ・各事業者の自主的取組の調査、好事例の抽出と保護者向け広報等について検討			好事例の周知、展開等					

②リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）

＜論点＞

3 閲覧防止技術等の技術的保護手段の開発・実装を促す手段として、フィルタリングソフトウェアの改善や事業者の新規参入を促すことについてどう考えるか。
（◎総務省、こども家庭庁、経済産業省）

4 かつて一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（E M A）による審査・認定を受けたサイトを各種フィルタリングサービスにおける閲覧制限の対象外とする仕組みが存在していたが、運営の持続性に課題があり解散に至った経緯がある。コンテンツや機能について一律に国が評価を行うことは、政府による表現内容への介入であり、表現の自由等との関係で極めて慎重であるべきであることを踏まえ、民間において、青少年の年齢と発達段階に応じた適切な機能が提供される仕組みについてどう考えるか。
（◎総務省、こども家庭庁、経済産業省）

5 一部のプラットフォーム事業者において講じられている青少年保護に関するサービス提供上の工夫といった自主的な取組について、こうした取組を広げ、提供されるサービスの性質に応じた対応の更なる促進を図るための方策等についてどう考えるか。
（◎総務省、こども家庭庁）

※ ④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について（闇バイト、いじめ、セクスティング等）の項目の観点もあり

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・総務省に設置する会議体において検討			・検討内容に応じて具体的対応を関係省庁と議論 ・翌年度以降に実施する実態調査等に必要に応じて反映					
・関係事業者等ヒアリング								
・調査研究事業による情報収集・整理								

③コンテンツ・リスクへの対応について (アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの)

<論点>

1 アダルト広告の発信に関して、日本電子書店連合（J E B A）が、性的表現を含む広告の全年齢向けW e bサイトへの出稿を停止する等、業界における自主規制の動きも出ているところ、こうした取組を更に進めるため、例えば、主要な広告主であるゲーム業界等の主要企業による現状認識と取組を確認した上で自主規制を要請する、何らかの対策を取っている企業にインセンティブを与える等、企業の自主規制を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

(◎経済産業省、こども家庭庁)

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・JARO令和6年度の苦情受付状況に対するゲーム業界3団体の共同声明（7月済）			・JARO令和7年度の苦情受付状況暫定版公表（1月～2月頃）				・JARO令和8年度の苦情受付状況暫定版（1月～2月頃）	
・ゲーム業界等における広告自主規制ガイドライン等策定の必要性やインセンティブ付与の方策について、業界団体と意見交換を行いながら検討			・検討に応じた措置を実施				・必要に応じて業界への周知・普及等	
・苦情件数の多い、業界団体に属さない広告主事業者（主に海外ゲーム事業者の日本法人等）に対し、ヒアリング等の情報収集			・必要に応じて技術動向や他国事例等を参考に対処策を検討				・検討に応じた措置を実施	
・インターネット広告関連業界（広告代理店等）における対応状況や技術的な対策方法について、業界団体等と意見交換			・必要に応じて技術動向や他国事例等を参考に対処策を検討				・検討に応じた措置を実施	

③コンテンツ・リスクへの対応について (アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの)

<論点>

2 青少年に有害なおそれがある情報に対して、青少年による閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段として、例えば、18歳未満ないし特定の年齢層に限定したフィルタリングや広告表示抑制機能アプリや「視聴・アクセス制限」を含め、どのようなものがあり得るか。インターネット上の媒体において、自ら広告掲載基準を定めるなど、媒体側での自主的な取組を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。

(◎総務省、こども家庭庁)

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・総務省に設置する会議体において検討 ・関係事業者等ヒアリング ・調査研究事業による情報収集・整理			・検討内容に応じて具体的対応を関係省庁と議論 ・翌年度以降に実施する実態調査等に必要なに応じて反映					

④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について (闇バイト、いじめ、セクスティング等)

<論点>

- 1 ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、発信に係るリスクに対してもプラットフォーム事業者やOS事業者等の取組を促すことについてどう考えるか。
(◎総務省、経済産業省)
- 2 1対1の通信を発信者情報開示の対象とすることの是非を含め、事後的な権利保護の在り方に関して調査研究を進めることについてどう考えるか。
(◎総務省)

R7年度			R8年度				R9年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
		・総務省に設置する会議体において検討	・検討内容に応じて具体的対応を関係省庁と議論 ・翌年度以降に実施する実態調査等に必要なに応じて反映					
	・関係事業者等ヒアリング							
		・調査研究事業による情報収集・整理						

④コンダクト／コンタクト・リスクへの対応について (闇バイト、いじめ、セクスティング等)

<論点>

3 インターネット上の性被害等の実態把握について、障害がある青少年を含めて、調査対象や調査事項等について、検討を進めることについてどう考えるか。

(◎こども家庭庁、警察庁)

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7 ～ 9 月	10 ～ 12 月	1 ～ 3 月	4 ～ 6 月	7 ～ 9 月	10 ～ 12 月	1 ～ 3 月	4 ～ 6 月	7 ～ 9 月
こども 家庭庁	令和 7 年度青少年の被害・非行防止に 向けた環境整備に関する調査研究 （青少年保護対策） ※警察庁と適宜連携		令和 7 年度調査研究の分析・展開 若しくは、 令和 8 年度青少年の被害・非行防止に 向けた環境整備に関する調査研究 （青少年保護対策）					
	SNSに起因する児童の性的被害等の実態把握 ※こども家庭庁に適宜情報共有・連携							

⑤消費者関連リスクへの対応について (インターネット関連の消費者トラブル等)

<論点>

1 インターネット上の青少年の消費行動に係る消費者関連リスクを考えるにあたって、現行は、民法に基づく未成年者取消権の行使という事後的な対応が主であるところ、まずは青少年のインターネット関連の消費者トラブルの現状を詳細に把握することについてどう考えるか。

(◎消費者庁、こども家庭庁)

R7年度			R8年度				R9年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・青少年のインターネット関連の消費者トラブルの現状を把握するための具体的な調査方法について検討			・調査の実施			・調査の取りまとめ	・調査結果の公表	・公表を踏まえた対応等

⑥横断的リスクへの対応について（生成AI等）

<論点>

1 例えば、生成 A I 技術を悪用した実在する児童の性的被害等、ディープフェイクに係るリスクや被害について、政策的なレベルでの認知が不十分である中、状況把握を実施することをどう考えるか。

（◎こども家庭庁、警察庁、文部科学省）

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・こども家庭庁から、児童の性被害等の情報に関わる省庁に対して、それぞれが把握している実態の報告要請			・所管省庁において検討・調査の実施					
			とりまとめ					

⑥横断的リスクへの対応について（生成A I 等）

＜論点＞

2 「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」の附帯決議に対する対応についてどう考えるか。
（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案に対する附帯決議）

○衆議院内閣委員会

四 A I 技術を悪用したディープフェイクポルノ、とりわけ児童の画像等を使用したものへの対策については、各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管理者等への違法な情報の削除依頼を強化すること。また、同対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

○参議院内閣委員会

五 A I 技術を悪用したディープフェイクポルノ、取り分け児童の画像等を使用したものについての対策として、各種法令の適用による厳正な取締り及び被害者の保護を行うとともに、サイト管理者等への違法な情報の削除依頼の強化に加え、被害者による告訴等の負担軽減、被害発生防止に向けた教育啓発等の措置を講ずること。また、対策の実効性を高めるための方策の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な対応を図ること。

（◎内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、経済産業省）

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
内閣府	・試行的調査(DFP※関連実態)→各省庁に情報共有		・生成AIの動向について各省庁に適宜情報共有					
こども 家庭庁	・児童DFP被害実態調査		中間とりまとめ 対策の実効性を高めるための方策の 在り方について検討 とりまとめ					
	・施設等における性被害児童等への支援等について評価・検証							
	・児童DFP被害発生防止に向けた教育啓発等の措置について検討							
総務省	情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用							
法務省	・各種法令の適用による児童DFPの厳正な取締り及び被害者の保護について検討							
	・サイト管理者等への違法な情報の削除依頼の強化の措置について検討							
警察庁	・児童DFP被害者による告訴等の負担軽減の措置について検討							
	・児童DFP被害実態調査							
経済 産業省	・児童DFP被害発生防止に向けた教育啓発等において業界への周知活動等							

12

※ディープフェイクポルノ

⑦横断的リスクへの対応について (低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム)

<論点>

- 1 インターネットの長時間等の利用や、A I 等によるアルゴリズムにより過去の検索履歴等に基づいて情報が表示されてしまう問題については、その具体的内容や因果関係の有無等、心身への影響も含め、調査や専門的な分析等を行うことについてどう考えるか（※ 3、※ 4）。
- 2 調査対象や調査事項等を含めて、低年齢層のインターネット利用に係る実態把握を進めることについてどう考えるか。

（※ 3）厚生労働省が令和 6 年度に「ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査」を実施。

（※ 4）「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 6 次）」では、インターネットやスマートフォンの利用がこどもの心身の発達に与える影響を含め、様々な事業者の新たなサービスやアプリケーションの提供によって変化するインターネット環境が引き起こす課題を把握・分析し、それらに対応する施策の検討に資する調査を実施することとしている。

（◎こども家庭庁、厚生労働省）

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
こども 家庭庁	令和 7 年度子ども・子育て支援等推進 調査研究事業 (官民学コンソーシアムの設置に関する調査研究) ・インターネット利用がこどものメンタルヘルスに及ぼす 影響に関する仮説の整理		実態調査について検討、実施					
厚生 労働省	令和 6 年度 「ネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査」 の取りまとめ ※こども家庭庁との結果共有							

⑧ 広報・啓発について

<論点>

- 1 広報及び啓発活動の強化や、相談体制の充実に向けて、各府省庁が既に行っている取組を相互に連携させていくことについてどう考えるか。この際、青少年の意見を踏まえつつ、青少年や保護者に対してより効果的な形で取組を進めていくことについてどう考えるか。
- 2 各種団体が行っている広報及び啓発活動について、国等が把握しているエビデンスが反映されるような情報提供の在り方についてどう考えるか。

(◎こども家庭庁、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

R 7 年度			R 8 年度				R 9 年度	
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
令和7年度子ども・子育て支援等推進 調査研究事業 (官民学コンソーシアムの設置に関する調査研究) ・既存の広報施策の棚卸しと整理及び広報の 連携の在り方を検討 ・広報で活用することが望ましいエビデンスの検討			調査結果を踏まえて各種広報への反映を実施					